

令和 4 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

(追 加)

議 案 名

議案第 9 4 号 令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 2 号）……………別冊

議案第 9 5 号 市長の給料の減額支給に関する条例の制定について…………… 1

議案第 95 号

市長の給料の減額支給に関する条例の制定について
市長の給料の減額支給に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

市長の給料の減額支給に関する条例

令和 5 年 1 月分から同年 3 月分までの市長の給料は、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 2 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号に定める給料の月額から、当該給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に市長が新たに就任した場合にあっては、当該市長に対しては適用しない。

提案理由

（仮）新図書館複合施設建設工事に係る工事請負契約の解除に至った経緯に鑑み、市長の給料を減額したいので、この案を提出する。